

国立大学法人東京海洋大学次世代育成支援対策推進行動計画

国立大学法人東京海洋大学において、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立支援等のための雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年10月1日から平成22年3月31日までの4年6月間
2. 内 容

【子育てを行う労働者等の職業生活との両立を支援させるための雇用環境の整備】

目標1 男性職員の育児参加を促進させる。

(対策)

- ① 妻の産前産後期間中の男性職員の育児参加のための休暇制度を設ける。
- ② 妻の産前産後期間中に5日まで取得できるようにする。

目標2 育児休業の取得実績をあげる。

計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間内に育児休業対象者のうち1人以上取得すること。

女性職員：計画期間内に育児休業対象者のうちの取得率を50%以上とすること。

(対策)

- ① 育児休業、部分休業、特別休暇等、育児に関係する制度を取りまとめ、ホームページへの掲載等により職員に周知する。
- ② 男性職員も育児休業等を取得できることを職員に周知するとともに、管理職員に育児休業等に関して啓発活動を行う。
- ③ 育児休業取得者の代替要員の確保に努め、育児休業を取得しやすい環境を整備する。

目標3 3歳から小学校入学前の子を持つ職員を対象とした、短時間勤務制度などの勤務形態について対策を講じる。

(対策)

- ① 職員に調査を行い、ニーズを把握し制度に関して検討する。
- ② 制度の導入、ホームページへの掲載等により、職員への周知及び啓発を行う。

目標4 子の看護のための休暇の普及に努めるとともに、同休暇の取得期間を現行の期間（年間5日）より延長する。

(対策)

- ① 子の看護のための休暇について、ホームページ等により職員に周知する。
- ② 期間延長に関し検討し、改正を行い、職員に周知する。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

(対策)

- ① 年次有給休暇の計画的使用について、職員に周知、啓発を行う。
- ② 「年次有給休暇取得計画表」を4半期ごとに作成し、年次有給休暇の計画的な取得を促進するとともに、年次有給休暇を取得しやすい環境作りに努める。

目標6 ノー残業デー（定時退勤日）の普及、徹底、拡大を図り、時間外労働を削減する。

(対策)

- ① ノー残業デー（定時退勤日）についてメール等にて職員に周知を行う。
- ② 管理職員に、ノー残業デー（定時退勤日）に関して啓発活動を行い、ノー残業デー（定時退勤日）の徹底を図る。
- ③ ノー残業デー（定時退勤日）を現行の週1日（水曜日）から拡大する。（週2日にする。）